

厚水を貫徹せらるるは、

藤原 仲之助

労働争議の場合、行政官が資本家と味方する事がある。園西の如き署長は、労働争議の場合、一見は労働者に味方するが、結局は労働者を犠牲にする。此れは一つの理屈である。世を半面より考へると、この言は不正確である。園西は女工を嫁と考へておるが、今も現在女子の生活は、暇と同様である。吾は、八王子に来て久保田工場労働争議を知り、驚愕を爲してあるは決して一個人の爲めではなく、我々は金銭の爲めを裁りつゝある。今も、八王子署の署長や警部は労働問題に相対する理解を持て居るが、警官諸君は親の心子知らずの如く、純真行動に對して大膽な事を加へたのであると叫び、資本家を攻撃し降参す。

一八一二

5. 8. 20
1562

勞務第ニ七六六號

昭和五年八月十八日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社 會 局 長 官 殿
東京地方裁判所検事正殿

久保田織物工業株式会社ノ労働争議ニ関スル件 (第三報)

要旨 其後労働共特種ノ行動ナカリレカ十一日ト首ヲ携帶シテ労働印刷物ヲ散布セル松下ト林三郎ノ檢舉ス
十二日同業者ノ聲援ニヨリ解決ス

標記労働争議ハ労働共強硬ノ態度ヲ示シ相対峙シテ特種ノ行動ナカリレカ其後全工場ヲ始メ全市内數ヶ工場ニ全吸ノ署名ナル